猪名川町総合福祉センターあり方検討委員会
提言書

令和６年１１月

【目次】

１．はじめに P.2

２．総合福祉センターの果たしてきた役割 P.3

３．総合福祉センターをめぐる課題 P.5

４．総合福祉センターのあり方検討に係る基本的な視点・考え方 P.7

５．おわりに P.17

資料編 P.18

１．はじめに

現代社会は大きな変化に直面しています。少子高齢化の進行や、地域社会・家族構造の変化、情報化社会の進展など、社会が著しく変化しており、福祉サービスに対するニーズは増加し、多様化しています。また、地域や家庭においては、つながりの希薄化により、悩みを抱えている人や支援を必要としている人が、周囲に気づかれないまま孤立してしまうことが指摘されています。

一方で、地方分権が進展し、福祉制度も大きく改革されてきました。自治体の役割がこれまで以上に重要性を増しており、専門的な立場からのサポートや調整機能など、共生社会に向けて、福祉施策を計画的に推進していくことが求められています。

猪名川町においても、全ての地域住民が何らかの役割を持ち、支え合い、いきいきと活躍できる「地域共生社会」の実現を目指し、令和２（2020）年度から令和６（2024）年度までの「第３次猪名川町地域福祉計画」を策定し、様々な取り組みが進められています。

このような中で、猪名川町の福祉の中核施設である「総合福祉センター」の老朽化に伴い、その役割や機能を現在の社会情勢に適応させていく必要が生じています。民間との役割分担の明確化、時代に即した福祉サービスの提供、施設利用の見直し、サービス提供者への適切な支援や指導、人材育成、利用者の権利擁護など、取り組むべき課題は多岐にわたります。

こうした福祉施設のあり方を検討する組織として、令和５（2023）年度に町役場の内部検討組織として「猪名川町福祉施設あり方検討会」が設置され、施設の将来について検討が進められてきました。

この「猪名川町総合福祉センターのあり方検討委員会」は、こうした流れを受けて令和６（2024）年度に設置され、町の職員、社会福祉協議会、施設利用者、地域住民、そして有識者など、様々な立場の人々が参加し、各機能やサービスの継続・廃止についての是非を検討・協議するのではなく、主にこれらの見直しに対する視点や考えを中心に施設のあり方について協議を重ねてきました。

この提言書は、本委員会で４回にわたって真摯に協議した内容をまとめたものです。

総合福祉センターは、町の福祉行政の拠点施設として、福祉制度の改正や新たなニーズに対応できるよう、施設のあり方を見直し、同時に、持続可能な運営方法を検討しなければなりません。その検討の一助としてこの提言が活用され、よりよい地域福祉の発展に寄与することを願っています。

２．総合福祉センターの果たしてきた役割

（１）総合福祉センター（ゆうあいセンター）設立の経緯

猪名川町福祉センター（愛称：ゆうあいセンター）は平成７（1995）年に誕生し、現在竣工から 30 年を迎えようとしています。当時、国からは各市町村に対して、在宅福祉を重視する方針が打ち出され、自治体による福祉サービスの提供が必要な時代でした。兵庫県でも、高齢者や障がいのある人が地域で自立して暮らせるよう、デイサービス、ショートステイ、ホームヘルプサービスの３つを柱とした支援を推進していました。

その当時の猪名川町では、日生ニュータウン（計画人口 20,000 人）、猪名川パークタウン（計画人口 17,500 人）、つつじが丘住宅地（計画人口 7,200 人）という３つの大規模団地が開発されており、平成 12（2000）年には町の人口が約 50,000 人に達すると予想されていました。当時の高齢化率は全国平均より低かったものの、数年後には多くの現役世代が退職を迎えるため、高齢者が一気に急増すると見込まれていました。

こうした状況に備えて、平成６（1994）年には「猪名川町老人保健福祉計画」が作られ、高齢者の健康と福祉のためのサービス提供の必要性が示されました。一方、寝たきりの人や認知症の人の増加、病気の種類の変化、介護が必要な期間の長期化など、多様化する介護ニーズへの対応も急務となっていました。

このような背景から、平成７（1995）年に「猪名川町福祉センター」がオープンしました。この施設には「猪名川ゆうあいセンター」という愛称がつけられ、「You And I（あなたと私）」「友愛」の意味を込めて、みんなで支え合う福祉の心が表現されています。

（２）総合福祉センターのこれまで

この総合福祉センターの役割・機能は、時代とともに変化しサービスを拡充してきました。平成 12（2000）年の介護保険法施行に伴い、介護サービス計画の作成、訪問介護、訪問入浴介護、デイサービス、高齢者グループホームなどのサービスが開始され、平成 18（2006）年からは地域包括支援センターを設置し、高齢者の総合相談窓口として、医療・保健・福祉の関係機関と協力しながらの総合的な支援が行われてきました。

また、障がいのある人への支援も重要な取り組みの１つで、平成 16（2004）年に障害者福祉センターが設置され、「希望の家すばる」の新しい活動拠点となりました。平成 16（2004）年には地域活動支援センターが設置され、主に精神に障がいのある人の創作活動や日常生活訓練、社会との交流が促進されました。その後も、障害者相談支援センター、障害者就労支援センターが開設され、平成 25（2013）年からは心身に障がいのあるお子さんの療育支援事業も開始されています。

一方で、建物は竣工から 30 年近くが経ち、老朽化による問題も出てきています。給排水管の水漏れやプール・浴室などの設備不良が多数発生していて、平成 28（2016）年度に

町が作成した「猪名川町福祉センター施設保全計画」に基づいて、大規模な改修が検討されています。

今後は、時代に合わせた福祉サービスの提供を目指し、施設の機能や役割を見直しながら、さらなる改善が求められています。

【参考】現在の運営状況　※主な事業のみ

福祉センター	社会福祉協議会事務所
	地域包括支援センター
	障害者相談支援センター
	障害者就労支援センター
	障害児療育支援事業
	地域活動支援センター
	ボランティア活動センター
	高齢者デイサービス
	ホームヘルプサービス（高齢者・障害者）
	入浴サービス
	プールサービス（令和６年１月から休止）
	食堂サービス
	コミュニティドーム（テニスなど）
	貸館事業（教養娯楽室など）
障害者福祉センター	多機能型事業所「希望の家 すばる」 （生活介護・就労継続支援Ｂ型）

※ 総合福祉センターは「福祉センター」と「障害者福祉センター」の２つの施設を合わせた総称になります。

福祉センター
（平成７（1995）年設置：ゆうあいセンター）

障害者福祉センター
（平成 16（2004）年設置：希望の家すばる）

３．総合福祉センターをめぐる課題

（１）措置から契約へ、施設から在宅・地域福祉への移行

戦後・昭和時代の福祉サービスは、行政が中心となり、行政や行政から委託を受けた社会福祉法人等による措置として、福祉施設を中心に提供されていました。しかし、時代とともに福祉のあり方も変化し、利用者自身がサービスを選択し、契約に基づいて利用する仕組みへと移行してきました。

昭和から平成にかけては、社会構造や家族のあり方が大きく変化し、個人の生活スタイルも多様化する中で、福祉制度が多くの人々に認識されるようになりました。
こうした変化に対応するため、高齢者や障がいのある人々が在宅で支援を受けられるサービスや地域で支援の必要な人々を支える仕組みが整えられ、地域社会への移行が進められました。

（２）共生社会に向けた取り組み

福祉制度の改革により、高齢者や障がいのある人、こどもたちが地域で適切な福祉サービスを受けながら、いきいきとした生活を送れるような「共生社会」の実現が求められています。すべての人々が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域福祉の推進がますます重要になっています。

こうした共生社会への取り組みの中で、福祉サービスは充実してきましたが、福祉の理念は地域社会に十分に浸透しているとは言えない状況であり、地域全体で福祉の理念を共有し、理解を深めていくことが今後の課題といえます。

（３）多様化・複雑化するニーズ

近年、引きこもり、生活困窮、ヤングケアラー、8050 問題といった新たな福祉ニーズが生じており、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉の枠を超え、横断的な対応が必要な状況となっています。

また、地域社会や家族のつながりが薄れる中、個人や家庭が抱える生きづらさやリスクを解消するため、こうした人々を総合的に支援する体制の強化が急務となっています。これを実現するためには、関係機関や地域が相互に連携・協力できる体制が求められます。

（４）民間サービスの台頭・多様な担い手の確保

これまで福祉施設の整備は、行政が中心となって行われてきましたが、近年では、介護保険制度や障害福祉サービスのような福祉制度が整ってきたことによって民間事業者の参入が増え、サービスの選択肢も広がってきています。民間事業者の工夫と競争により、利用者のニーズに柔軟に応え、質の高い福祉を実現できている一方、重度の障がいのある人の支援など、対応が十分ではない分野もあります。

猪名川町でも指定管理者制度を活用し、総合福祉センターにおいて町内で不足するサービスが提供されてきましたが、民間事業者の進出により、行政が担うべきサービスも変化してきています。一方、福祉ニーズが多様化する中で、民間主導では対応できないケースも発生しているため、行政と民間事業者との役割の整理を行い、連携・協働により地域福祉の基盤を強化し、多様な担い手を養成・確保することが課題となっています。

（5）老朽化する施設

総合福祉センターは平成 7（1995）年に設置され、竣工から 30 年近くが経過する中で、設備の老朽化が課題となっています。給排水管の水漏れやプール･浴室設備の不具合など、設備不良が多数発生しており、施設の保全に向けた維持・修繕が求められます。

福祉ニーズが多様化・複雑化する中で、福祉施設の役割も大きく変化してきていることから、限りある施設機能を効率的・効果的に活用するためには、施設機能の再編を行い、持続可能な運営体制の確立が必要といえます。

（6）町財政の改革

猪名川町では、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や公共施設の老朽化対応などで、財政が厳しい状況にあり、必要な行政サービスを維持していくために、収支の改善を図り、持続可能な行政運営を行うための行財政改革が行われています。

総合福祉センターのあり方検討にあたっては、限られた財源の中で、新たな福祉ニーズ等へ対応するとともに、持続可能な福祉サービスを提供できる体制づくりを目指す必要があります。

4．総合福祉センターのあり方検討に係る基本的な視点・考え方

本委員会では、これまでの経過や背景、課題を踏まえ、将来の総合福祉センターがどうあるべきかについて様々な議論を重ねてきました。この議論の中から、総合福祉センターの将来像の検討にあたり、いくつかの基本的な視点・考え方を下記のとおり提案します。

4-1.提案の理念・目標期間

基本理念　　：多様な人が交流できる・相談できる・訪れたい　くらしの総合施設

目標期間の設定　：令和 27（2045）年までの約 20 年間

4-2.施設の機能と役割の再検討
変化する福祉ニーズに対応する

- (1)行政と民間の役割の明確化・セーフティネットの維持
- (2)福祉ニーズへの対応
- (3)福祉と医療の連携の強化
- (4)子育て支援の強化
- (5)相談機能の強化
- (6)情報の一元化・提供体制の確立
- (7)福祉避難所としての機能確保

4-3.地域共生社会の実現
地域全体で支え合い共に暮らす

- (1)地域共生社会の推進
- (2)包括的な支援体制づくり
- (3)地域の理解と協力
- (4)社会福祉協議会の役割整理・運営改善

4-4.福祉を担う人材の育成
地域の福祉の基盤を強化する

- (1)福祉人材の育成と教育
- (2)ボランティアの育成・支援

4-5.施設の利用促進とアクセスの向上
利用者の環境を快適にする

- (1)施設の利便性の向上
- (2)利用促進と広報
- (3)交流の場としての機能

4-6.施設の老朽化と持続可能な運営
将来にわたり施設を使い続ける

- (1)財政的な制約と効率化
- (2)既存機能の検証・見直し
- (3)省エネルギー化に向けた取り組み

4-7.改修に係る留意事項
利用者の利便性に配慮した改修

- (1)代替施設の提供
- (2)既存機能見直しに係る利用者への配慮

4-1．理念・目標期間の設定

総合福祉センターのあり方を検討する上で重要な視点として、「理念・目標期間の設定」が挙げられます。施設改修や運営方針を検討する上では、猪名川町の福祉行政全体における理念や施設活用の年限を明確化する必要があり、今回の改修は町の福祉理念を実現するための手段として位置づけられるべきです。

建物の改修内容や、提供されるサービス内容の検討は、サービスの改善・増加だけでなく、住民一人ひとりの福祉ニーズを尊重し、今後の社会変化に柔軟に対応できる福祉基盤の整備として行われる必要があります。

また、理念や目標期間の明確化は、町内の福祉施策の優先順位を判断する基準にもなります。これにより、限られた予算や社会資源を効果的に活用し、福祉センターが果たすべき役割や機能を的確に定めることが可能になると考えられます。施設の「理念・目標期間」を中心に据えることで、猪名川町全体として持続可能な福祉行政を推進し、センターが町民の福祉向上に寄与する存在となることが期待できます。

そこで、委員会での検討をもとに、基本理念と目標期間を以下のように定めます。

【基本理念】

施設整備における基本理念として、こどもや若者、高齢者、障がいのある人もない人も、様々な人が分け隔てなく利用できる施設を目指して、「多様な人が交流できる・相談できる・訪れたい くらしの総合施設」を基本理念として設定します。

【目標期間】

平成 28 年に策定した「福祉センター施設保全計画」では、築 50 年までの計画的な維持保全について定められており、施設維持においては、中長期的な視点が不可欠であることを踏まえ、施設整備における目標期間は令和 27（2045）年度までの約 20 年間とします。

また、将来的な福祉サービスの変化を見据え、機能については柔軟に対応・変化できるよう整備を検討するものとします。

4-2．施設の機能と役割の再検討

総合福祉センターの役割は、地域住民に対して必要な福祉サービスを提供するだけでなく、急速に変化する社会状況や福祉ニーズに柔軟に対応し、福祉の拠点として必要な機能を確保することが求められます。そのためには、現行の支援内容や提供範囲を見直し、あらゆる人々が平等にアクセスできる施設運営を実現する必要があります。

（1）行政と民間の役割の明確化・セーフティネットの維持

効率的で質の高いサービスを利用者に提供するため、民間事業者と行政の役割を明確化することが重要です。これにより、行政は限られた社会資源を最大限に活用し、公共の利益にかなう支援に注力することが可能になります。一方で、民間事業者が提供可能なものは民間に委ねることで、競争原理を取り入れつつ、サービスの向上とコスト削減が期待できます。

また、民間事業者によるサービス提供は増加傾向にありますが、重度の障害のある人や、医療的ケアが必要な人への支援は、民間事業者では対応が難しい場合も多く、総合福祉センターはセーフティネットとしての役割を果たす必要があります。現行機能の見直しにあたっては、民間事業者のサービス提供地域及び受入対象となる介護要求度など様々な視点からの検証を行い、福祉サービスの提供体制の確保が求められます。

（2）福祉ニーズへの対応

現代社会では、引きこもり、生活困窮、ヤングケアラー、8050 問題といった新たな福祉ニーズが急増しています。これらの課題解決には、高齢・障害・児童福祉の枠を超え、個々の状況や家庭環境、多様で複雑な要因に対応するため、関係機関が連携できる体制が必要になります。総合福祉センターは町の福祉サービスの拠点施設であり、横断的で生涯を通じた支援が行える支援体制を構築していくことが求められます。

また、町で不足するサービスの検証として、親亡き後を見据え、グループホームや宿泊支援としてショートステイ、障害児サービスの中核となる児童発達支援センターの運営についても検討していく必要があります。

（3）福祉と医療の連携の強化

現在、町内に公立病院が存在せず、総合福祉センター内には医療の専門機関がないことを踏まえると、今後、高齢福祉・障害福祉のニーズがさらに増大・多様化する中で、福祉と医療の連携の重要性は高まっていくものと考えられ、連携の強化が課題となります。

総合福祉センター内に医療機関を設置することが難しい場合でも、外部の医療機関や訪問看護ステーション等との密な連携を図り、利用者が一元的に支援を受けられるシステムを構築することが求められます。地域ケア会議、障害者自立支援協議会などの意見も参考に、福祉と医療を連携させる取り組みを加速させ、より総合的な支援が可能となる体制づくりが必要と考えます。

（４）子育て支援の強化

総合福祉センターは子育て世代の利用が少なく、子育て世代が利用できるような環境・仕組みを整えることが重要です。総合福祉センター内での児童向けのサービス提供のほか、子育て支援センターや教育支援センター、児童福祉施設等との連携を強化し、育児に関する相談や支援をワンストップで提供できるような体制を整え、こどもを持つ親が抱える育児の不安や課題を解消し、孤立することなく地域全体で支え合える仕組みが構築されることが望まれます。総合福祉センターの多世代による利用促進は、新たな出会い、交流を生み、新たな活動への誘引が起こることも期待できます。

子育て支援の強化にあたっては、障がいの有無に関わらず、様々なこどもが訪れ、育ち、支援を受けることができる体制が望まれます。

（５）相談機能の強化

地域住民が抱える様々な課題や悩みに対して、誰もが気軽に相談できる窓口を設けることが必要です。この窓口は、利用者が一度の相談で複数の支援サービスにアクセスできるワンストップ型の対応を実現し、福祉、医療、介護、子育て、生活支援など、幅広い分野にまたがる問題に迅速に対応できる体制が整えられることが望ましいと考えます。

相談窓口は単に個々の課題を解決するための機能にとどまらず、地域住民の声を吸い上げ、地域全体のニーズを把握するための重要な役割を担うものと考えられます。このことにより、地域の実情に応じた政策検討やサービスの改善を図ることができ、持続可能な地域共生社会づくりにつながるものと考えます。

（６）情報の一元化・提供体制の確立

こどもから高齢者まで多様な来訪者のニーズに対応するには、それぞれの年齢層や生活状況に応じた情報提供が求められます。しかし、多くの住民が、自分に必要な支援やサービスをどこで受けられるか分からず、適切な情報にアクセスできないという問題があります。このため、福祉に関する情報を一元的に集約し、誰もが簡単に利用できる体制を整備することが求められます。利用者やその家族が、利用可能なサービスについて十分な情報を得られるよう、相談窓口やオンラインリソースを活用して、サービスの内容・費用・利用方法についてわかりやすく説明できる体制を整えることも重要です。

こうした一元化された情報提供体制は、利用者が適切な支援に迅速にたどり着けるようサポートするだけでなく、サービス提供側も効果的かつ効率的にサービスを展開できる基盤となり、総合福祉センターが地域の福祉における中核的な役割を果たすことが可能となります。

（７）福祉避難所としての機能確保

総合福祉センターは福祉避難所に指定されており、災害時にも高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、その他の配慮を必要とする人が円滑に施設を利用でき、良好な環境で滞在できることが必要になります。特に停電などの非常時においても、施設内での移動に支障がないような災害時バリアフリー対応についても配慮が求められます。

長期的な滞在を考慮すると居室が可能な限り確保されていることが望まれ、電気・水等の確保が必要なほか、必要な物資・器材、人材の整備が求められます。

総合福祉センターは町の福祉避難所の基幹として、昨今の頻発する豪雨災害や予見される大地震等に備え機能・体制の充実を図る必要があります。

4-3．地域共生社会の実現

総合福祉センターの今後のあり方を考える上で、地域全体で支え合い、多様な住民が共に暮らす「地域共生社会」を実現することは、最も重要な課題の一つです。福祉サービスの提供が特定の人々に限定されるのではなく、全ての住民が利用しやすい環境を整え、支援が必要な人々だけでなく、地域全体が恩恵を受けるような体制づくりが必要です。

（1）地域共生社会の推進

福祉サービスは、特定の支援を必要とする人々だけを対象とするのではなく、地域全体が共に支え合う社会を目指して提供されるべきです。この考え方は、地域住民すべてが福祉の一翼を担うという意識を育み、共に暮らし、互いに助け合う地域社会の形成を促進するものです。

地域共生社会を実現するためには、福祉サービスが住民全体にとって利用しやすく、アクセスが可能であることが求められます。総合福祉センターは、高齢者や障がいのある人だけではなく、こどもから若者、働く世代まで、幅広い世代の福祉ニーズに応えられる包括的な支援の拠点となる必要があります。また、住民同士が自然に関わりを持ち、互いの生活や困難を理解し合う機会を提供することも重要であり、地域での交流イベントや学びの場の提供、ボランティア活動の促進など、住民が気軽に参加できる取り組みを積極的に進めることで、共生社会の実現に近づくものと考えられます。

さらに、行政と地域住民、福祉サービス提供者が連携して、地域全体で課題を共有し、解決に向けた取り組みを進めていくことが、持続可能な福祉のあり方を支える基盤となります。

（2）包括的な支援体制づくり

地域共生社会に向けた具体的な支援体制づくりとして、地域包括支援センターや障害者相談支援センターは保健センター、子育て支援センター等との連携を図り、介護、障がい、子育てに関する総合的な相談支援が行えるよう、相談支援機能の強化を図るとともに、関係機関とのネットワークの構築が求められます。

複合的な課題や制度の狭間の問題に対応できるよう、地域活動団体や専門職が連携し、分野横断的な支援を行うとともに、地域ケア会議や自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会等の既存の会議体を活用し、多分野での地域課題の共有とその解決策を検討する機会づくりに取り組む必要があります。

また、様々な相談窓口が受けた相談や地域福祉の担い手に関する相談について、必要に応じて関係機関と情報の共有を行い、総合的な対応ができるような相談支援体制づくりが求められます。

（３）地域の理解と協力

地域共生社会の実現は、総合福祉センター内部の取り組みだけではなく、地域全体が福祉の理念を理解し、積極的に支える体制を整えることが必要です。地域住民が福祉の重要性や役割を理解し、自らの生活の一部として受け入れることが、持続可能な福祉体制を築く基礎となります。

総合福祉センターが中心となり、地域住民や他の団体との関係を深め、福祉サービスが地域の一部として定着することが、持続可能な福祉の実現に向けた重要な要素となります。地域全体で協力し合うことで、住民一人ひとりが支えられる共生社会の形成が期待されます。

（４）社会福祉協議会の役割整理・運営改善

猪名川町社会福祉協議会は町の福祉活動の基盤として、地域福祉の推進を図り、地域の人々が安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指し活動してきました。町委託事業である地域包括支援センターや障害者相談支援センターなどでは、幅広く複雑なケースに対応しながら、関係機関との連絡調整、利用者視点に沿った支援などを実施しており、こうした生活上不可欠な事業はこれまでと同様に継続していくことが求められます。

また、社会福祉協議会は公共的団体に該当し、運営にあたっては町が補助してきましたが、町財政がひっ迫する中で、従来通りの財政的な補助が難しい状況になることが予測されます。社会福祉協議会が果たす役割を整理するとともに、収支改善を図り、将来を見据えた持続可能な運営に向けた取組みを進めることが必要になります。

４-４．福祉を担う人材の育成

総合福祉センターの役割の一つとして、地域福祉を支えるための教育と人材育成が挙げられます。地域社会全体で福祉サービスの質を高め、持続可能な形で運営していくためには、次世代を担う人材や、地域の住民が福祉活動に参画できるような教育環境を整備する必要があります。福祉に関する専門知識やスキルを持った人材を育成することは、地域の福祉基盤を強化し、長期的な安定したサービス提供を可能にします。

（１）福祉人材の育成と教育

福祉の分野で活躍できる専門的な知識とスキルを持った人材を育てるため、多様な研修や教育プログラムを提供する必要があります。これには、高齢者・障がい者・子育て支援など、包括的で幅広い分野が含まれている必要があります。高校生や若い世代を含め、地

域の人々が福祉活動に参加しやすくするための基礎的な学習機会も提供し、地域全体で福祉を支える力を養うことが求められます。

また、地域活動・地域福祉に取り組む団体に対し、施設を活用しながら地域活動の拠点づくりを行うため、より効果的で継続的な活動ができるよう支援を行っていく必要があります。総合福祉センターが福祉教育実践の場として、また、地域との交流の場としてその機能を十分に発揮できるよう、施設の地域開放などが考えられます。

（２）ボランティアの育成・支援

福祉ニーズが多様化する社会において、ボランティア活動の役割はますます重要になっています。しかし、ボランティアの多くが高齢化しており、活動を支える体制整備が急務となっています。ボランティア活動を継続していくためには、若い世代や多様な層の住民がボランティア活動に参加しやすい環境を整えることが必要であり、そうした取り組みにより、地域全体の福祉活動の活性化や、支援体制の強化が可能になると考えられます。

地域活動・地域福祉に取り組む団体の周知や、講座の開催を通して、新たな担い手を確保するとともに、ボランティア活動センターと連携し、ボランティアに関する研修会や講座等を開催し、新たなボランティアとなる人材の発掘、育成が必要になります。ボランティアのあり方を検討し、魅力や意義を広く周知し、参加を促進していくことが求められます。

４-５．施設の利用促進とアクセスの向上

共生社会づくりに向け、総合福祉センターは、こどもや若者、高齢者、障がいのある人もない人も、多様な人々が分け隔てなく利用できる施設を目指し、多様な人が交流できる・相談できる・訪れたい・福祉の総合拠点となることが必要です。

こうした拠点づくりを目指し、施設の利用環境やアクセス手段を改善し、多くの地域住民や多様な人々がより快適に利用できる環境づくりを行うことが必要です。

（１）施設の利便性の向上

施設がより多くの多様な人々に利用されるには、高齢者や障がいのある人だけではなく、子育て世代や一般の住民も利用しやすい環境整備が必要です。多様な障害・疾患を持つ人が利用可能な多目的トイレの整備をはじめとし、エントランスや、エレベーターを含む施設全体のバリアフリー化・ユニバーサルデザインへの配慮が必要であり、車椅子やベビーカー等でも利用しやすい環境が求められます。

また、入り口や館内の案内を分かりやすく、明るい雰囲気にするなど、利用者が快適に施設を利用できるような工夫や、誰でも気軽に立ち寄れる空間づくりを行うことも有効と考えられます。

現状でも駐車場が不足することがあり、今後利用者が増加した場合に備え、駐車スペースの確保の検討も必要と考えられます。特にコミュニティドームの東隣のスペースは広場としてのモニュメント柱が設置されており駐車時の支障となっています。モニュメント柱の必要性の検証と、駐車場への転用や、円滑な車両動線の確保などの検討が必要です。

また、現状の総合福祉センターは 17 時以降の利用ができないため、夕方～夜間のニーズに対応するため、夜間におけるサービス提供が可能な体制についても検討が必要と考えます。

（２）利用促進と広報

総合福祉センターが幅広い層に活用されるためには、施設の魅力や提供するサービスを効果的に伝える広報活動が不可欠です。施設の存在を知らない地域住民がいることも想定され、特に利用の少ない世代に対する積極的な広報活動が必要です。具体的には、福祉センターの提供するサービスやイベント情報などを、町広報誌、自治会、SNS、ホームページなど、多様な媒体を通じて定期的に発信し、認知度を高めることが求められます。

また、広報活動は単なる情報発信にとどまらず、住民の意見やニーズを吸い上げる双方向のコミュニケーションの場としても機能します。利用者アンケートや地域の声を取り入れ、より地域に根ざしたサービス提供を実現することが期待されます。

広報の内容や手段は、多様な世代や状況に応じたアプローチが必要であり、高齢者には紙媒体や電話案内、若い世代にはインターネットやソーシャルメディアなど、それぞれのニーズに合った広報戦略を練ることが有効です。

（３）交流の場としての機能

総合福祉センターは単に福祉サービスを提供する場所にとどまらず、地域住民同士が交流を深める場としての機能も求められます。特に、高齢者や子育て世代、障がいのある人など、さまざまな考え・思いを持つ人々が集い、日常的に交流を図ることで、地域全体の絆を強め、孤立を防ぐ効果が期待されます。

このため、総合福祉センター内には交流スペースや休憩所を設け、カジュアルに集まりやすい雰囲気づくりが必要です。また、定期的なイベントやワークショップ、趣味の集いなど、地域住民が積極的に参加できる活動を企画し、世代や立場を超えたつながりを促進することが求められます。交流の場としての機能を強化することで、地域の課題を住民同士で共有し、助け合いの精神を育てることが、地域全体の福祉の向上につながります。

一方で、喧騒が苦手な人や心に障壁を持つ人など、多様な人が利用する施設でもあるため、施設の空間づくりにおいては一定の配慮が必要と考えます。

4-6．施設の老朽化と持続可能な運営

総合福祉センターは築30年を迎えようとしており、経年劣化による老朽化が進行しています。建物本体だけでなく、各種設備の劣化により、配管の水漏れ等の障害が発生しており、施設保全の考えに基づいた長寿命化改修が必要になります。

（1）財政的な制約と効率化

猪名川町の財政状況は厳しく、総合福祉センターの改修にあたり、限られた財源の中で効果的かつ効率的な施設運営を目指していく必要があります。

特に、人口減少や高齢化が進む中で、福祉に対するニーズは多様化し、求められるサービスの質や量も変化しています。このような状況下で、過剰な支出や投資とならないよう、最大限の効果を発揮する改修・運営が求められます。改修後の建物や設備のメンテナンスに係る費用も考慮し、長期的な視点で保全していくことが重要です。

（2）既存機能の検証・見直し

総合福祉センターの施設運営において、他の機能への転換、新たな施設機能の創設に向けて、施設基盤の整備が必要です。

各施設機能の活用状況を正確に把握することが必要であり、築 30 年経過する中で公共性が低下した機能、ランニングコストが過剰となる機能についても見直しを行う必要があります。

今ある施設機能を単に更新するのではなく、更新して残すべき機能と廃止して新たな機能を展開させていく視点が必要であり、食堂やお風呂、プールやコミュニティドーム等の主要な機能の利用状況や費用対効果、ニーズや必要性を検証し、改善策の検討や、よりニーズの高い機能へ転換していくことが求められます。

また、設備や仕組みの検討にあたっては、高価で最新式の設備を求めるよりも、需要の変化に柔軟に対応可能な設備整備の視点も必要になります。

（3）省エネルギー化に向けた取り組み

施設の老朽化と持続可能な運営を考える際、エネルギー効率の向上は不可欠な要素といえます。建物の築年数が進む中で、設備が時代に合わなくなり、エネルギー消費の増加が問題となっています。このため、環境負荷を低減し、コスト削減にも繋がる省エネ対策を積極的に講じる必要があります。

建物の断熱性能の向上や、省エネルギー型の照明・空調設備への交換、再生可能エネルギーの導入などが考えられます。これらの取り組みは、長期的な視点で見ればエネルギーコストを削減し持続可能な運営の実現に寄与すると考えられます。また、エネルギーの効率化は、持続可能な開発目標（SDGs）とも関連し、地域全体の環境意識の向上にも繋がります。

4-7．改修に係る留意事項

総合福祉センターは、現在においても様々な人々がサービスの利用や活動の場として活用しています。今回の改修工事にあたっては利用者されている人へ必要な調整・配慮し検討を進めることが必要です。

（1）代替施設の提供

改修期間中の施設利用団体の活動場所の確保が必要になります。総合福祉センターは各種サービスの利用者以外にもボランティア、民生委員・児童委員、福祉委員、老人クラブ、福祉講演会など、幅広い世代の人々・団体等の活動の場となっています。住民生活にあたり、必要不可欠な活動であり、改修期間中に休止することはできないため、改修期間中の代替場所の確保が求められます。

（2）既存機能見直しに係る利用者への配慮

新たなサービスの実現にあたっては、施設機能の再編が必要になります。既存機能の見直しにあたっては、既存利用者へ充分配慮するとともに、必要に応じ代替機能を確保することも考えられます。

引継ぎが必要なサービスにあたっては、十分な調整を行った上で見直しを検討する必要があり、また、セーフティネットとして確保しなければならない機能の検証も必要になります。

５．おわりに

本委員会では、猪名川町総合福祉センターの今後のあり方について議論を重ねてきました。その議論を通じて、総合福祉センターが地域福祉において果たしてきた重要な役割と、今後の課題や可能性を改めて深く理解する機会を得ました。

総合福祉センターは、設立以来、猪名川町における福祉の拠点として、地域住民にとって重要な存在であり続けてきましたが、現在、少子高齢化や地域社会の変化により新たなニーズへの対応が求められています。

少子高齢化の進行により、今後ますます福祉サービスへの需要は高まり、多様化することが予測されます。さらに、福祉ニーズは従来の高齢者や障がい者支援だけでなく、引きこもりやヤングケアラー、生活困窮者など、より広範な層へと広がっており、このような新たな課題に対応できる体制の整備も必要です。特に、地域全体で支え合い、誰もが安心して暮らせる共生社会を実現するためには、福祉センターの機能を再編し、地域住民一人ひとりが利用しやすい施設運営を目指す必要があります。

また、施設の老朽化や財政的な制約といった現実的な問題も無視できません。町の財政状況が厳しい中で、総合福祉センターの持続可能な運営を実現するためには、限られた資源を最大限に活用し、効率的かつ効果的な運営方法を模索することが求められています。これには、民間事業者との連携強化や地域住民の積極的な参加が欠かせません。

本委員会では、総合福祉センターがこれからも猪名川町の福祉拠点として、地域住民の暮らしを支え続けるために何が必要かを議論し、さまざまな提案をまとめてきました。本提言書は、その成果であり、今後、この提言書が参考となり、具体的な整備計画が作られ、施設のリニューアルにより、猪名川町が地域共生社会の実現に向けてさらに発展し、住民一人ひとりが安心して生活できる環境が整うことを期待します。

猪名川町総合福祉センターあり方検討委員会設置要綱

令和６年１月５日
要綱第８１号

（目的）
第１条　猪名川町総合福祉センターのあり方検討にあたり、広く意見を聴取するため、猪名川町総合福祉センターあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
⑴　猪名川町総合福祉センターのあり方の検討に関すること。
⑵　その他検討委員会が必要と認める事項

（組織）
第３条　検討委員会は、委員１０人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
⑴　学識経験者
⑵　関係団体の代表
⑶　関係行政機関
⑷　住民
⑸　その他町長が必要と認める者

（任期）
第４条　委員の任期は、１年とする。
２　委員が欠けた時は、必要に応じて委員を補充することができる。

（委員長及び副委員長）
第５条　検討委員会には委員長及び副委員長各１人を置き委員の互選によって定める。
２　委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

（会議）
第６条　検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
２　検討委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
４　検討委員会の会議は、公開とする。ただし、必要に応じ、検討委員会の決定により会議を非公開とすることができる。
５　検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

（代理出席）
第７条　委員は、やむを得ない事情により検討委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
２　代理者は、委員と同一の機関等に属する者で、委員が指名する者とする。
３　第１項の代理者は、委員とみなす。

（傍聴人）
第８条　傍聴人とは、検討委員会の許可を得て会議を傍聴する者をいう。

（傍聴の申出等）
第９条　傍聴を希望する者は、会議の当日、会議の開催予定時刻までに、傍聴申出書（様式第１号）に所要事項を記入の上申し出なければならない。

（傍聴できない者）
第１０条　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
⑴　銃器、刃物、その他危険なものを所持している者
⑵　前号に掲げる者のほか傍聴に必要でない物品類を携帯している者
⑶　酒気を帯びていると認められる者
⑷　係員の指示に従わない者
⑸　その他会議において傍聴させることが適当でないとする者

（傍聴人の守るべき事項）
第１１条　傍聴人は、係員の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。
⑴　会議における言動に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしないこと。
⑵　私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
⑶　はち巻をするなど、示威的な行為をしないこと。
⑷　飲食、喫煙その他不体裁な行為をしないこと。
⑸　会議室において写真撮影、録画又は録音等これらに類する行為をしないこと。ただし、事前に会長の許可を受けた場合を除く。
⑹　その他、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

（傍聴者等の制限）
第１２条　会議は、会議室等の整理又は協議等のために必要があるときは、傍聴をしようとする者を制限することができる。
２　傍聴希望者が、前項に規定する定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決めるものとする。

（退場命令等）
第１３条　会議は、傍聴人が、この要領に違反したとき若しくは周囲の状況により違反するおそれがあるときは、傍聴人に対し注意を促し、なお改めず会議の命令等又は係員の指示に従わなかったときは、退場を命じることができる。
２　傍聴人は、退場を命じられたときは、すみやかに退場しなければならない。
３　第１項の規定により退場を命じられた者は、当日再び傍聴することができない。

（庶務）
第１４条　検討委員会の庶務は、生活部福祉課において処理する。

（補足）
第１５条　この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り決定する。
附　則
この要綱は、令和６年２月１日から施行する。

猪名川町総合福祉センターあり方検討委員会委員名簿

氏　名	所　　属	役職
岡田　忠克	関西大学　人間健康学部	委員長
紺家　儀二	猪名川町社会福祉協議会	副委員長
大上　富士	老人クラブ連合会	
多田　千景	障害者福祉団体　手をつなぐ育成会	
尾川　悦子	ボランティア活動センター	
長　克哉	白金小学校区　まちづくり協議会	
白石　麻耶	一般公募	
平井　春香	一般公募	
和泉　輝夫	行政職員	

順不同・敬称略　　任期：令和７年３月31日まで

猪名川町総合福祉センターあり方検討委員会開催状況

	開催日	協議事項
第１回	令和６年６月１４日	・総合福祉センターのあり方検討にあたっての基本的な視点
第２回	令和６年７月３０日	・総合福祉センターあり方検討委員会での検討・協議の方向性について ・総合福祉センターのあり方検討にあたっての基本的な視点（前回継続協議） ・今後の方向性についての基本的な考え
第３回	令和６年９月２５日	・あり方検討に係る改修整備の方向性について ・総合福祉センターあり方検討委員会報告書（案）について
第４回	令和６年１１月１１日	・総合福祉センターあり方検討に係る答申について